

令和2年5月15日

教職員の皆様

産業医 中込 祥

新型コロナウイルス感染症の受診目安及び自宅待機基準の見直しについて

今回、厚生労働省が定める、新型コロナウイルス感染症受診の目安が変わりました。少なくとも以下の条件に当てはまる方は、すぐに帰国者・接触者相談センターなどにご相談ください。

- 1 息苦しさ、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合。
- 2 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合。
※高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）など）がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方。
- 3 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合。
（症状が4日以上続く場合、また症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談する。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様。）

また、自宅待機基準及び解除基準についても以下のとおり運用することとします。

【自宅待機基準】

- 1 以下のいずれかに該当する場合には、上長に報告したうえで自宅待機とする。
 - ① 発熱などの風邪症状がみられる場合。
 - ② 体調に異常がある場合（息苦しさ、息切れ、強いだるさ、味覚障害、嗅覚障害、咳、くしゃみなど）。

【解除基準】

- 1 次の①～③の全てを満たした場合、自宅待機解除とする。
 - ① 発熱があった場合、解熱後4日経過した。
 - ② 発熱以外の症状について、改善後4日経過した。
 - ③ 最初の症状（上記①もしくは②）が発症してから、8日以上経過している。

※毎日、朝晩2回の検温を実施し記録してください。

※発熱の基準については個人差があるが、37.5度以上もしくは平熱より0.5度以上高い場合を目安とします（解熱剤などを飲み続けなければならないときを含む）。

※妊娠中、基礎疾患を持つ教職員は比較的軽い症状でも自宅待機とします。

※解除基準②について判断に困る場合は、庶務課に相談してください。

以 上